

社会福祉法人四日市市社会福祉協議会
広報紙「社協だより かけはし」広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人四日市市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が発行する広報紙「社協だより かけはし」への広告掲載及び、その取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告を掲載できる団体等)

第2条 広告掲載のできる団体、法人又は個人は、次のとおりとする。

- (1) 株式会社、有限会社等営利を目的に営業している団体又は法人、個人
- (2) 公共団体、公益法人、民間非営利団体（NPO）等
- (3) その他、本会会長（以下「会長」という。）が認めた法人、団体及び個人

(広告の種類及び範囲)

第3条 広報紙に広告を掲載できるものは、次の各号に掲げる要件に該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの。
- (4) 政治活動及び宗教活動に関するもの。
- (5) 社会問題、意見広告及び個人的宣伝に関するもの。
- (6) 暴力団、反社会的団体が関与しているもの。
- (7) 誇大広告及び不当表示、その他表現が適切でないもの。
- (8) 消費者保護の観点から有害であるもの又はそのおそれがあるもの。
- (9) 消費者金融、たばこ、ギャンブルに関するもの。
- (10) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの。
- (11) その他、会長が掲載することが相応しくないと判断したもの。

(広告の規格及び掲載料金)

第4条 広告の規格及び掲載料金は以下のとおりとする。

A 枠	4.5 c m × 5.8 c m	10,000 円
B 枠	4.5 c m × 8.8 c m	15,000 円
C 枠	4.5 c m × 18 c m	30,000 円

(広告の掲載位置)

第5条 A4判 裏表紙下部で、本会が指定した場所とする。掲載する広告の枠数は、それぞれA枠は3枠、B枠は2枠、C枠は1枠以下とする。

(広告掲載の申し込み)

第6条 広告を掲載しようとする者は、広告掲載申込書(様式第1号)を会長に提出するものとする。申し込み期限は、毎号、発行日の2か月前までとする。

2 広告原稿は、申請者において作成し、デジタルデータ(Word、Excel)で広告掲載申込書(様式第1号)と併せて入稿することとする。なお、広告原稿に写真や画像が含まれている場合は、それらのデータも併せて提出することとする。

(広告掲載の決定等)

第7条 広告掲載申込書(様式第1号)を受理したときは、会長は第2条及び第3条に基づき掲載の可否を決定する。

2 前項の規程に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載決定通知書(様式第2号)若しくは広告非掲載決定通知書(様式第3号)にて申込者に通知するものとする。

(広告掲載料金の支払い)

第8条 広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、会長が指定する期日までに、掲載料金を一括して支払うものとする。ただし、会長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(広告主の責任)

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。また、原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第10条 会長はこの広告掲載申込書(様式第1号)において虚偽の申請が認められた場合には、広告掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料金の返還)

第11条 既納の広告掲載料は原則として返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰さない理由の場合には、この限りではない。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載の実施に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成28年10月28日から施行する。